## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事    ●市区町村長等	
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	御所市	
4. 届出番号	13	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.gose.nara.jp/000000485.html	

執行機関名 御所市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	障害者等の移動支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		御所市個人番号の利用に関する条例別表第1 第12の項 障害者等の移動支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第1条	御所市障害者等移動支援事業実施要綱(平成23年御所市告示第98号)第1条
	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第77条第1項6号の規定に基づく地域支援事業とし て、屋外での移動に困難がある <u>障害者及び障害児</u> に対し、外出のための支援を実 施することにより、障害者等の <u>自立生活及び社会参加を促進</u> することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		御所市障害者等移動支援事業実施要綱(平成23年御所市告示第98号)